

はじめに

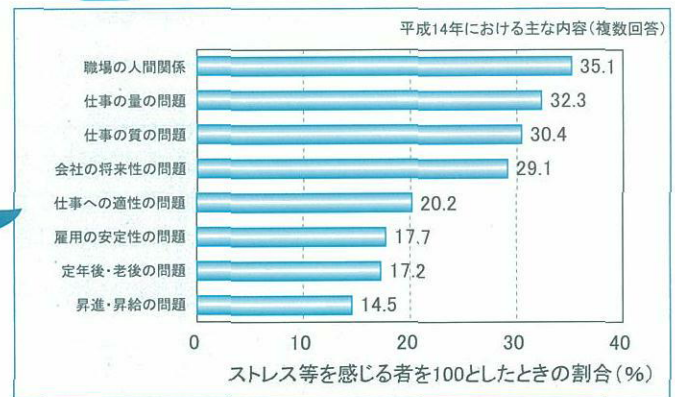
仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあると訴える労働者の割合が6割を超え、労働者の心身の負担の一層の増加が懸念され、事業場においてより積極的に心の健康の保持増進を図ることが重要な課題となっています。平成12年に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針（メンタルヘルズ指針）」が公表され、多くの事業場でメンタルヘルズ対策が推進されています。その中で、心の健康問題により休業した労働者の円滑な職場復帰は大きな課題となっています。

メンタルヘルズ指針においては、事業者が行うことが望ましいメンタルヘルズケアが総合的に示されています。その具体的進め方の中で、心の健康問題により休業した労働者の職場復帰について、指導及び支援を行うこととされています。この手引きは、心の健康問題により休業した労働者が職場復帰をするに当たり、事業者が行う職場復帰支援の内容について総合的に示したものです。

労働者とその家族にとって職場復帰はきわめて重要な課題であり、事業場も適切な職場復帰支援の実施にしばしば苦慮します。この手引きが事業場に有効に活用され、心の健康問題により休業した労働者の円滑な職場復帰が図られることが望まれます。

強い不安、悩み、
ストレスがある労働者
61.5%

図-1 職業生活におけるストレス等の原因



資料「労働者健康状況調査」(平成14年)

図-2 メンタルヘルズケアの具体的進め方(メンタルヘルズ指針による4つのケア)

